

土浦市監査委員告示第19号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年3月22日付け土浦市監査委員告示第4号で公表した令和3年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和4年12月26日

土浦市監査委員

藤田雪絵



土浦市監査委員

内田卓男





土健発第 734 号
令和 4 年 12 月 8 日

土浦市監査委員 藤田 雪絵 殿
土浦市監査委員 内田 卓男 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課: 健康増進課)



令和 3 年度定期監査措置状況報告書

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により報告された令和 3 年度定期監査において、指摘事項となっていたものについて、下記のとおり措置を行ったので、同法第 14 項の規定に基づき報告いたします。

記

監査の結果 (指摘事項)	<p>(確認した事実) 昨年度において、保健センター新治分室における行政財産目的外使用（建物の一部を事務室として使用）の使用料の算定を誤り、過大に徴収していたにも関わらず、返金処理を行っていなかった。 (措置すべき内容) 保健センター新治分室の一部を独立行政法人の事務室として行政財産の目的外使用許可をしている件については、国の補助を受けて建設した施設であるため、国との協議により使用料を徴収しないで使用させるべきところ、使用料を徴収していたため、返納すべきものであることから、適正に処理されたい。</p>
講じた措置の内容	<p>事実確認のうえ、平成 29 年度から令和 2 年度までの誤徴収金に、地方税法第 17 条 4 に基づく還付加算金を付した金額を、行政財産目的外使用許可申請者である「独立行政法人労働者健康安全機構東京産業保健総合支援センター」に令和 3 年 12 月に返納いたしました。 返納額：432,647 円（誤徴収額：421,447 円、還付加算金：11,200 円） また、今後、同様の事案が発生しないよう、係内の職員において適正な処理方法の共有を行いました。</p>

